

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

## <総括>

開催日時 平成25年10月2日(水) 13:02~15:01

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

神田加津代 委員長

高柳 忠夫 副委員長

宮木 健一 委員

大國 正博 委員

宮本 次郎 委員

山村 幸徳 委員

安井 宏一 委員

中村 昭 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

奥田 副知事

松谷 副知事

前田 副知事

林 奈良県理事兼危機管理監

浪越 総務部長

野村 地域振興部長

辻本 南部東部振興監

久保田 観光局長

江南 健康福祉部長

西岡 こども・女性局長

高城 医療政策部長

影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

大庭 県土マネジメント部長

林 まちづくり推進局長

富岡 教育長

長岡 水道局長

原山 警察本部長

柘植 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○神田委員長 ただいまから、会議を開催します。午前に引き続き、安井委員は少しおくれるということでございますのでよろしくお願いします。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

質疑等があればご発言願います。

○宮本委員 荒井知事におかれましては、いつも丁寧にお答えいただいております、ありがとうございます。きょうは、1点要望と2点質問をさせていただきたいと思っておりますので、きょうもご丁寧にお答えいただければと思っております。

要望は、県立大学における給付型奨学金制度の創設でありまして、これも午前中の審議でも述べさせていただきましたが、今、国公立大学の授業料が非常に高くなってきており、私が学生時代、新聞奨学生で苦勞して学費を捻出したころは40万円程度だったわけですが、県立大学の場合、今は、初年度納付金、授業料で53万5,800円、入学金でいいますと、県内で17万6,000円、県外は35万2,000円と88万円を超える状況です。県立医科大学でいいますと、入学金はもう少し高いです。こういった中、奨学金を受給する学生が50%を超える状況ですので、意欲のある学生、そして奈良県で卒業後しっかりと役割を果たしてもらえる学生については、県が給付型の奨学金を創設して応援することも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ、前向きに検討していただきたいということを要望しておきます。

質問に入りますが、1点目は、県営プール跡地へのホテル誘致の件でございます。これは、本会議でも何度か取り上げてきました。経過からいいますと、2010年に行われる平城遷都1300年祭に宿泊施設が必要ということで、計画が浮上したのは2008年の

年末だったと思います。その後、県営プールは解体撤去したもののホテル立地には結びつかなかったため、2012年に再度隣接する警察署を移転させて敷地を大きく確保して、商業施設や大型ターミナルも兼ねたホテルを核としたにぎわいづくりが計画されましたが、これも不調に終わりました。平成25年2月議会のときに、天平時代のテーマ性を持ったにぎわい空間づくりということで計画をされ、これが進むのかと思いきや、今般、NHK奈良放送会館を拠点にしたにぎわい空間も検討するようになってきております。部局別審査の時には、2020年のオリンピックまでには何とかするという話も答弁されていましたが、これだけ二転、三転してどんどん先延ばしになると計画を変更するたびに設計から何から県費を使って絵を描いて、もうかれこれ5年たっている状況になっております。

宿泊する観光客はふえてほしいと願っているわけですが、ただ、奈良県の魅力を輝かせて、奈良県にしかない魅力を実感して、奈良県に泊まりがけで行きたいと思う観光客がふえないことには、ホテルのニーズも生まれてこないのではないかと考えているわけです。それで今回、ホテル誘致を追い続けることが本当にいいのか。県民の財産でもある県有地が5年近く放置されているわけですから、そういう点では思い切って、この計画を一から見直し、宿泊施設として実らない原因は何かもしっかり分析をする必要があると思っています。

この間、猿沢荘も閉鎖しましたし、また、猿沢池周辺の老舗旅館が閉鎖するという状況もありますので、なおさらこういう分析が要るのではないのか。これまで県の分析は、ホテルが少ないから宿泊客が少ないという分析だったと思います。もう少し違うところも原因として掘り下げる必要があると考えている一人ですので、その点の考えをお聞きしておきたいと思います。

2点目は、世界遺産であります春日山原始林、あるいは東大寺史跡を有します若草山にモノレールを設置する計画についてです。この問題は本会議でも取り上げさせていただきました。私はこの春日山原始林は古くから原始的な信仰を結んで、その魅力が評価をされて世界遺産になったという経過も述べながら荒井知事の考えを問うたわけですが、今回、予算審査特別委員会で改めてお聞きしたいのが、東大寺史跡のコアゾーンや、あるいは春日山原始林のコアゾーンにおける重大な現状変更、あるいはバッファゾーンにおける現状変更に当たるのではないのかということから、世界遺産条約履行のための作業指針でいわれている現状変更に対する世界遺産委員会への通知が必要ではないかと考えているものです。世界遺産条約履行のための作業指針によりますと、172項で資産の顕著な普遍的価値に

影響する可能性のある大規模な復元または新規工事を実施または許可する場合は、その旨を委員会に通知するよう要請するとなっています。また、さらにできるだけ早い段階で、例えば計画・設計を起草する前に、変更不可能な決定を行う前の段階で通知することが求められているとあるわけです。

午前中の審議では、文化財保護法や古都保存法など国内法をクリアすれば報告の義務はないという県の立場が示されました。しかし実際に世界に目を向けますと、国内法はクリアをして、国民の世論も多数で建設された、例えば2004年に世界遺産登録されました、ドイツのドレスデン・エルベ渓谷に渋滞解消のために必要だと、住民投票まで行って、67.9%の住民が賛成をしたとのことで橋を建設しましたが、これが、5年後に景観を損ねる橋を建設したということで、2009年に世界遺産リストから削除されたという例があります。ですから、国内法をクリアして住民が圧倒的に賛成だと言ったとしても、世界遺産リストから削除された例もあるわけで、その点では、本当に慎重に進める必要があります、計画を見直す必要があると考えているわけですが、その点、世界遺産委員会への報告義務が生じないのかどうか、こういう観点からお聞きをしたいと思います。

**○荒井知事** ご要望でございました県立大学の奨学金は割と大事なことだと思っております。答えではなく、感想を申し述べさせていただきます。

県営プール跡地のホテルなどの件でございますが、あそこを撤去して移動するときに、日本共産党は大変反対をされました。新しい県営プールは間もなく立派に完成いたしますので、ぜひ楽しみにしていただきたい。あそこの近くに利用者がたくさんいるということで、大阪府からの署名もたくさん集められましたけれども、市営プールとは違い奈良県民のプールですので、できるだけ立地のいいところだと大分申し上げたのですけれども、県営プールの現地再建設を強く主張された記憶がよみがえってまいりましたが、県営プールについてはPFI方式ですごく立派で、現地よりも場所もいいし、内容もいい、もう一つ言うと予算的には、敷地は県の敷地の中だし、予算も公園の補助でありまして、また、平成25年2月の補正で要求しましたら国の補正がついて、その補正は補正をたくさん使ったらお土産をあげるということで、元気交付金の対象になって、それもたくさんいただいたのです。だから新しい県営プールはほとんど県のお金が、イニシャルコストに使わないのでできたのです。いつもお金のことをおっしゃるので（発言する者あり）大成功だと言っていたいただきたいぐらいお金の面ではよかったです、もしご認識がなければいけないと思って、お金のことについては、丁寧にというご要請もございましたので、そのことも申し上

げたい。

経緯でございますが、県営プール跡地については、二転、三転したとおっしゃいますが一本筋できております。というのは、ホテルをつくるのは宿泊客が少ないから。奈良県は1番宿泊施設が少ない。なぜ少ないのかという次の質問でございましたが、やはり宿泊客が少ないと奈良県の魅力を味わってもらえない。味わってもらうのが先か宿泊が先かというご議論があるのですけれども、現実に見ますと、今度のJ Cのコンベンションでも、大多数が京都市内、大阪市内に宿泊されているのです。コンベンションはもちろん波がありますけれども、大きな国際級のホテルが一つもない、これで国際観光都市とは言えないと思うのです。国際的なブランドのホテルが一つもない、一室もないのです。僕はないのにそういうことは言えないと思うのです。それには日本共産党も反対されていないと理解いたしますが、それが県営プール跡地なのか民間なのか、ほかにあまり立地できるところがないのが一つ大きなことでございますが、2010年の平城遷都1300年祭という世界に発信できるような奈良県の魅力を展開するときに、各国の大使がたくさん来られましたけれども、奈良県に泊まられないで、ほとんど京都府、大阪府に泊まられてとても残念でございましたが、このような国際的なイベントがあるときにはぜひ奈良県に泊まっていたきたいというのが発想の狙いでございます。したがって、国際級のホテルが基本になることはまだ変わっておりませんので、一本筋です。

ターミナルというのも最初に言うておりました、しかし、奈良県の観光は何が弱点かという、ホテルと夜の奈良県らしいにぎわいがないと言われております。ホテルの投資家にたくさんお会いいたしました、なぜ奈良県でホテルを投資されないのですかという、泊まってもらえる値打ちがなかなか発生しないのだと。夜、大阪府まで行けるのだから、京都府まで行けるのだから奈良県に泊まる必要はないと言われるというのが投資家の反応でございましたので、夜もよく奈良らしい値打ちがあるように、また朝も値打ちがあるようにというのが願いでございます。すると奈良県に泊まってもらえる観光地としての奈良らしいにぎわいをつくらなくてはいけないというのが次のテーマで出てきまして、最初はホテルは、もう少しハイカラで国際級であればいいと思っておりましたが、星野リゾートから、地元のテーマでつくらないとうまくいきませんという貴重なアドバイスがありました。これは奈良らしさにこだわって、天平というテーマでにぎわいをつくれぬか、中はモダンでいいのですが、ホテルの外観などは天平のテーマでできないかというように発想を進化させているので、二転、三転とはとんでもない誤解だと思います。一本筋でさらに

さらに進みたいと。なぜ、ホテルが来ないのかということについて、何度も何度もいろいろな人に会いに行きましたので、そのように判断をしております。なぜこんなに魅力があるのにホテルができないのかという理由もお尋ねになりましたが、今まで、投資家に会いますと、まず奈良県は候補地としても考えてもいなかったというのが多かったです。今までに奈良県でホテルをつくられたときには難儀に遭われているのです。奈良県の地元旅館の方々から、拒否的な反応があつて、今でもそのように思われることをとても恐れています。そんなに見込みがあるところはもう少ししっかりとプロモーションをしなければいけないと励まされるぐらいでございますので、難しいことを言ってホテルをつくりたい人を排斥してきたのではないかとも思えるところがあるくらいの評判でございます。投資家にとって、奈良県のホテルは投資先としては評判は芳しくないと思えますが、評判が芳しくないと言ふことは、そうではなく、十分なポテンシャルはある。それは今奈良県に泊まりたいけれども、大阪府や、京都府に泊まっておられる方が多いことを強調しております。

もう一つは、ビジネス客は大都市以外にないというハンデがあるということですが、観光地は、伊勢神宮など観光専らのホテルで、ビジネスホテルもありませんし、今1,000万人を超える観光客は、あそこに行かれるとほとんど泊まれるのですけれども、名古屋からバスで来られたり、バスで来て帰られる人も無理な旅行があると思いますが、伊勢神宮はそのぐらいに行かれるのですけれど、日帰りですと帰って下さいという扱いはやはり奈良県にふさわしくないと思いますので、奈良県でゆっくりして、奈良県の奥深い魅力を楽しんでくださいと申し上げて、宿泊の施設、ホテルはバラエティが少なく上等なホテルはあまりないとのことで、ある程度のタイプのホテルや旅館はあるのですけれど、投資家はそればかりではなかなか人が来ませんということもおっしゃっていますので、京都府との違いはホテルのバラエティにもありますので、とにかくないのは国際級のホテルだと思います。国際級のホテルは、やってもいいというマネージャーはいるのですけれども、あと投資のリサーチが今までの経緯もあつてなかなか進まない。ホテルそのものは本当に必要なことだと今でも思っておりますので、それに、にぎわいをくつつきたい。

それと、NHKのことをおっしゃったと思います。NHKは別に閉じこもった施設ではなく、外にハイビジョンなどの情報展開をしようという思考が強いのですので、NHKもこういう構想とぴったりだという判断をされて、ぜひ来たいという話で今進んでいるのです。京都のNHK放送会館も移転、建てかえで、京都市役所の前のにぎやかなど真ん中に今移

転されるのですけれども、それは来訪者だとか市民にNHKの持っているソフトのコンテンツをどんどんハイビジョンで展開しようと。今、新しいハイビジョンをNHK京都放送会館で実験的に展開されておられますが、NHK奈良放送会館でもしたい、してもいいという意向もありますので、にぎわいと奈良の魅力とを供用していただくのに、NHKの情報展開はぴったりで相性はいいと思います。そのようにテーマ性がある、ホテルとターミナルも、奈良県はバスターミナルがなく、ターミナルは分かれていますので、関西国際空港や新幹線に直接行けるターミナルや駐車場も要るかと思います。そのような集積がぜひ、あればいいと思っております。

若草山につきましては、ほかのご質問もあるように思いますが、宮本委員の質問は世界遺産の登録条件の関係で現状変更の通知をしなければいけないのではないかとことです。私はその条件に当たらないと思います。また詳しいご説明や議論があっても当たらないと思います。外国の国内法の例によっているだけではおかしいのではないかと。国際法はあまりないのです。各国の例によりなさいとのことですが、各国の国内法が厳しいのと厳しくないのがあります。日本の国内法は環境ではとても厳しいとイコモスで評価されておりますので、日本の国内法がクリアされると、イコモスはあまりほかの世界の基準に照らしても日本の国内法はしっかりやっているという今の評判です。それを上回る国際的な基準は千差万別ですからございません。ドイツなどのほかの例は、環境維持の評価の仕方が根本的に違うので、イコモスと話が合わないケースはあると思いますが、このような環境評価の基準の程度は日本は決して緩くないと思っておりますし、今の考え方だと日本の厳しい環境評価、環境基準や景観が通ればイコモスはオーケーというのが今理解しているフレームでございます。したがって、通知をする必要はないと思います。機会があれば一緒にイコモスに行って、何をしているのかということもNPOの方が行かれるのではなく我々が、私は1度、イコモスに行って議論しましたが、向こうは多少偏見があります。異種の文化の偏見がありますので変なところに厳しいのですけれども、自然との調和については日本のほうがはるかに厳しい条件だと感じております。ご質問ありがとうございました。

○宮本委員 丁寧にご答弁いただきましてありがとうございました。

県営プール跡地の問題についていいますと、民間事業者の感覚からしますと、持っている財産である土地を数年間そのまま放置していることを考えると、それを持って何も収入がないわけですから経営上非常に驚くような感覚で、そんなことが奈良県ではあるのかと

驚かれます。県民の目から見ますと、いつまであの土地を置いているのかという声はおのずと広がっていくと思いますので、そういう点ではどこかで判断が要るのではないかと強く思っておりますので、そのことを申し上げておきたいと思えます。

それから、世界遺産委員会の報告についてですが、国内法が厳しいのでクリアしている考え方が示されました。同時に、確かに国内法を厳しくして守ってきた歴史的経過がありますので、当然1200年前からあそこでは伐採を禁止したり、あるいは戦前からいろいろな法規制を設けて世界遺産につながる状態に、原始林を守ってきた歴史がありますので、当然荒井知事のおっしゃるとおり国内法は国際基準から見れば厳しいと思えます。ただ今、問題になっているのはこの国内法の規制緩和をしようという動きや、あるいは特区申請でこれを乗り越えようという動きがある流れの中で、この問題が出ているということです。何か厳しい基準を下げて通そうとしているのではないかという思いを持つわけです。ですから厳しい基準で行くのだということであれば、本当に自信を持っておられるのであれば、当然世界遺産委員会にもこういうことをやりますということは報告をするべきだと思います。

一つだけ意見を述べさせていただきたいのですが、我々は何も世界遺産に一本も指を触れずに置いておくことが大事だという立場に立っているわけではありません。当然、保存を確かなものにしてふさわしい活用をする立場ですので、原理主義的に一切形状変更を許さないという立場ではありません。ただ今回の春日山の原始林についていいますと、本当に長い悠久の歴史を経て厳しい規制を設けて守ってきた奈良の先人たちの努力を思ったときに、こう簡単に、このモノレールの計画もいただきましたけれども、これは景観だけで言いましても目に飛び込んでくるわけですし、また幾らかの鋼製の柱を打ち込むことも想定されるわけですから、そうなりますと、例えば砂利を敷き詰めるとか、木を伐採することにどうしてもつながるのではないかと思いますので、我々としてはそういう現状変更は重大な変更だと認識をしておりますので、その意見を申し上げておきたいと思えます。ご答弁あればいただければと思えます。

○荒井知事 最初におっしゃった特区でその基準を緩和しようとしているのではないかというのは誤解です。はっきり申し上げて、基準を緩和するために特区を申請したわけではありません。手続を迅速化するというので言いましたので、はっきりと答弁をしておかないと言ひふらされると困りますので、はっきり言っておきたいと思えます。

あとは原始林を壊すのかどうかは、これはものによりますので、どういうものをどこに



どうつくとそれはおかしいという議論をしないと、そもそもおかしいとは言っていないとおっしゃいますので、そもそもおかしいというのは撤回していただいて、そもそもはおかしくはないのだ、おかしそうだから検証しようという言い方にさせていただきたいと思うし、こちらもそのように受けたいと思います。

○宮本委員　そもそもおかしいと言ったかどうかちょっと定かではありませんけれども、私は現状変更の木の伐採ですとか、形状の個々の問題はその時々でまた意見は申し上げるつもりです。それとは別に、春日山原始林が悠久の年月をかけて守られてきたという先達の努力を思ったときに、あるいは本会議ではお金の問題ではないという議論もしましたけれども、この計画を見ますと4億6,000万円近い費用を投じるということでいえば、県民の合意という点で、確かにこの移動支援施設があることで、30分かかることになるわけですが、足の不自由な方が一重目まで登れるというメリットはあるにしても費用対効果という面で、4億6,000万円使うことが果たして適正なのかという点ですとか、あるいはそもそも悠久の年月をかけて守られてきたこの春日山原始林の隣地にそういう施設をつくることについての合意となると、これまた別の問題だと思っています。それは私の主観であり意見ですので、その意見は申し上げておきたいと思います。

○荒井知事　ほかのケースでも、近鉄奈良駅の大屋根でも、あれも景観と言われていたのですが、今は景観じゃないんだと……。(発言する者あり) お金だとおっしゃる。今でも景観ですか。

○宮本委員　景観もあると思います。お金の問題……。

○荒井知事　いやいや宮本委員の意見として、あれは景観を阻害していますか。

○宮本委員　思わぬところで大屋根問題の質問を逆にされましたが、私はあのとき本会議でも当時の鍵田奈良市長が主張した著作を紹介して訴えました。近鉄奈良駅の地下から上がったときのぱっと青空を仰ぎ見る、あるいは若草山を目にする景観眺望の問題は主張しましたので、今でもそういう考えは持っております。確かに実際に駅から上がると目に飛び込んでくるのは看板だったりビルだったりするわけですが、その青空駅という魅力は大事だったという思いは今も持っておりますので、この若草山の議論とは、日本共産党としてというか私個人として景観の問題も考えていますし、党内の議員に聞けばきっと同じような感想を持つ議員も多いと思います。景観の問題、お金の問題もあるし、総合的に判断をして必要なのかという思いを持ったから意見を申し上げただけです。多くの人がどう思っているかは別として、私としては近鉄奈良駅の屋根は2億円余りだったかと思

ますが、必要なのかという思いを持ちましたので意見を申し上げたということです。今回のこの問題についても悠久の歴史を経た、規制で守られてきたことや、費用の面、景観も含めて、また後で山村委員が質問すると思いますが、そういうことも含めて慎重に議論したほうがいいと思っておりますので意見として申し上げました。

○神田委員長 今のこの若草山に対しての質問にはきちんとお答えいただいたと思います。

○宮本委員 はい、思っています。

○神田委員長 はい。そういうことでいいでしょうか。（発言する者あり）その辺、私も本会議場でそれは感じたのです。前、景観のこと言っておられたのにという思いもありましたけれど、今回のこの質問に関してはもう荒井知事から答弁いただいたということで、それでいいですね。

では、次に行きます。

（「関連です」と呼ぶ者あり）

それではもう関連で。

○山村委員 それでは、若草山の移動支援施設のことについて多少お聞きしたいと思えます。先ほども荒井知事から答弁をいただいておりますけれども、この間の一般質問のときに、宮本委員の質問に答えて、荒井知事は周辺の春日山原始林などの環境に対する影響やさまざまな場所からの景観に配慮するために調査を行っておられ、配慮をされていると伺ったわけですが、その中身は、具体的にどう配慮されるのか、つまりどこまでならいいのかなどその基準とか、その辺はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

○荒井知事 失礼しました。こちらがあまり興奮してはいけませんね。

若草山の環境はどうかというのが、宮本委員との関係でも一番大事なことでございますので、本会議でもお答えいたしました。環境影響評価法の対象ではございませんが環境影響調査を行い、それで広く判断しますと申し上げました。今、山村委員からは、それはどういう内容なのかという問い合わせだと思います。環境影響調査の環境という要素がありますが、この際大事なのはまず景観だと思います。今、景観を阻害するのかどうか。もう一つ大事なのは動植物への影響はどうか、先ほど春日山原始林の阻害をしないかどうかと、これは動植物の影響はどうかということでございます。あと、環境影響調査で重大な項目として上がっておりますのは、騒音と振動です。これは、鉄道とかそういう工作物の場合だと思いますが、騒音と振動については今度の登坂施設では調査いたしますが、余り大きな要素ではないように思いますので、重大なポイントは景観と動植物への影響だと思います。

います。

登坂施設が2つの項目にどのような影響を与えるのかを調査しようというのがこれからで、まず項目を調査してみないとどんなものかわかりませんので、調査前にこれはおかしいと評価していただいているのですが、心配だとおっしゃっていたのも当然我々も心配があるかもしれないと思って調査するわけでございますので、十分に調査をしたいと思っておりますが、繰り返しになりますが、重要なのは景観と動植物への影響だと思っております。

**○山村委員** その点につきましては、おっしゃるとおりだと思います。景観が非常に大事ですし、動植物という点では原始林でありますから、その点はしっかり見ていただかないといけないと思っておりますが、それを今、県が調査をされるわけですから。その判断になるのですけれども、結果が出たときに、例えば、これはどのように考えるのかということをお聞きしたいのですけれども、遠くから見たときにその施設が全く見えなくなるようにすることなのか、あるいは見えてもマッチしているということでもいいと判断されるのか、そこは誰がどのように判断されるのかが不明確なので、そこをお聞きしたいと思っております。

**○荒井知事** 景観の評価の、まず要素は何か、外から見たときにその山の風情が阻害されないかなど、言い方はいろいろあると思います。例えば、そのようにしたときに実際に、模型でも置けばよくわかるのですけれども、そういうわけにはいかないかもしれないので、写真である。この写真であると実は点線が大きく出るので、だからそれですぐに判断できないと思いますが、実際にどこを走らせるのか、そのときはどのように外から見えるのか、そのときに外から見えるのはどこから見たときの眺望が阻害されるのかというように見る地点も複数要ると思いますが、調査の内容はそのようなことであります。

それが景観阻害かどうかの判断は相当の価値判断があって、そもそもおかしいと思っるところからスタートされたり、そもそも反対だという運動を起こしたりされるわけですから、よくその景観が阻害されるか、見えなくなって、あるのかないのかわからないというのは阻害されていないということになります。ちらっと見えたり、走っているのが見えたときに阻害しているかどうかは、また判断が出てくるとこだと思います。

誰に判断してもらうのかは、今は地元の人や、有識者、NPOで奈良県公園地区整備検討委員会を設けて判断を仰いでいます。そのときの意見も1つ有力な意見だと思います。

それと、パブリックコメントも実施したいと思っております。そのようなことは今考えております。判断は誰かということは最終的には行政判断だと思うのですが、広く見てもらおう

という仕組みはとりたいと思っております。

**○山村委員** 判断に当たっては、県が恣意的にされるのではないことを、担保していただきたいと思えます。

それと、ここで言う景観の問題で、荒井知事から見れば、私たちが最初から反対していると言われると思うのですけれども、なぜ言っているのかといいますと、やはり見えなかったらいいということではないという思いがあるのです。それは当然あると思えますが、それとともに絶対見えなくするのは無理だと思うのです。私も、昔は登ったことがあります。最近行っていませんので、この計画が出ているから一体どのようなのかと、きのう登ってまいりました。そうしましたら一重目のところに到達しましたら、この場所そのものが非常にいい景観なのです。草地があってその向こうに原始林があって、緑のコントラストはすごくすばらしいと思って見ました。荒井知事が多くの方に見てほしいと思われる気持ちはよくわかりました。これでしたら見てほしいという気持ちは当然生まれました。しかし、そう思って見たときに、この部分に鉄道のモノレールの鉄骨が立ち、そこに箱形のモノレールが通っていくわけです。それは30分かかりすごく時間がかかるのですけれども、その横に登山道があって、登る方がたくさんいらっしゃいます。そういう方から見たときに、そういうものがここにあるというのはすごく違和感を感じると思うのです。やはりそのことを考えたら、本当に価値を損ねることになるとすごく思っています。景観という考え方の中には、遠くから見てどうかという考え方とともに人が移動しながら見る景観、そのことについてもどう考えるのかという考え方もあると思うのです。

若草山はヨーロッパの高い山で鉄道があるようなところと条件が違います。ああいうところは本当にたくさんの方を、大きな鉄道で運んでいったりする価値があると思うのですが、自分の足で歩いていったり、それから都市のすぐ中にあるこの貴重な自然という意味でいうと、そこを歩いている人たちがどう思うかという景観も非常に大事ではないかと感じるのですけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

**○荒井知事** 景観の中で遠くから見るだけでなく、近くから見る景観も大事ではないかということを、要素にで入れるべきだと、そのとおりだと思います。遠くから見るといいけれど近くから見たら見苦しいというのは往々にありますが、近くから見ても見苦しくないようにということはそのとおりだと思います。

それで、またそもそもおかしいということはないとまず判断をさせていただいて大変評価いたします。そもそも反対するのではなく、見てから判断することをぜひ続けていただ

きたい。途中で変えないで、二転、三転しないで考えていただきたいと思うのですが、それと言おうと思ったことをおっしゃったのですけれど、スイスの登山鉄道ですが、山の上に鉄道が走っているのは、見る人によっては変な物が走っていると思われまじし、しかし、見る人によればすごく調和がとれて登山鉄道は素晴らしいとおっしゃる面もあるのです。山の中の鉄道と、山の中の登坂施設と考えたら高い山なのか低い山なのかは判断になると思います。ほかの例でも、例えばミシュランの3つ星の高尾山は中を2人がけのスキーリフトのようなものが上っています。これは見えたり見えなかったりですけれども、それだっって近くから見ると何かスキー場と同じ物が走っているのではないかと、近くで見るとどうだという人もいるかもしれませんが、そんなに問題にはなっておりません。そのようないろいろな幅広い判断は要ると思いますので、一部の人の声が全部の声だとはお互いに言わないようにしようとおっしゃることですから、県の考えが全部の声だと言わないようにしろと、それはお互いさまだと思います。それは大変大事なルールだと思いますので、広く意見を聞いて最終的には議会の判断も仰いでと、広く意見を聞かなければならない種類のもので、景観はいろいろな人の判断があると思っております。

**○山村委員** 景観の問題につきましては、実物を見ていないので今すぐ判断できないのは申し上げたとおりです。

ですが、もう1点、問題があると思っていることがありまして、それは大きく反対に傾いている理由ですけれども、この案では、このとおりになるかどうかは別だと聞いていますので、今想定している春日山原始林の際を通るようにならないかもしれないのですけれども、もしなった場合に、春日山原始林がどういう意味の文化遺産なのかを考えないといけないと思っております。

これは日本独特の神道思想があったかもしれないのですけれども、そういうものと相まって自然と春日大社を大事にしようという先人たちの思いが、ずっと守ってきた文化的景観だと思うのです。それがあったから文化的な景観として大切な資産ということで世界遺産に登録されてきた歴史的なものだと思っております。なぜそうなったのかというと、自然と春日大社の社殿以外のものがほとんど入り込まないで長年守られてきた景観だということに値打ちがあると思っております。ですので、そういう意味から言うと、そこに、人工物でもいろいろあると思うのですけれども、鉄軌道であるモノレールを通すのはどうしてもふさわしいとは思えないのです。ですので、世界遺産だから壊したらいけないというよりも人々が守ってきて世界遺産にまで価値がなったものを、モノレールをつくることが

壊すことになるのではないかと思っているのですが、いろいろ調査をしていただくことは別にしても、どうしても賛成はできないという気持ちです。そもそもそういう問題があるのでこっちのところに通される。でも全体を見たら、あそこの真ん中はバッファゾーンですし、反対側は東大寺の境内になりますので、場所はないかもしれないのですけれども。そういうことでいうと本当にこれでいいのか、やはりこれは考え直してほしいという思いは強くあります。そのようにおっしゃっておられる方は、全てではないにしてもたくさんいらっしゃるのです。

県が、何が何でも絶対それが正しいとってつくる考えにはないと思っていますが、今の荒井知事の話であれば、検討の結果、これはふさわしくないとなることだってあり得ますね。いろいろ検討した結果、これはやはり無理だとなる可能性だってあると判断しているのですけれども、そういうことなのでしょうか。

○荒井知事 最初のご意見でもありますけれども、山は神様との一体感がある山の精神性をおっしゃいました。このような論点は、割と好きなほうですので、その論点を山村委員の心情からか、党はあんまり……。党は精神性……。

○山村委員 そんなことはないです。日本共産党は大事にしています。信仰も大切にしております。

○荒井知事 そうですか。失礼しました。その山信仰、日本の神は山に宿るというのは、日本共産党と、どう調和するのかと思ひ、山は三輪山ですので、山信仰がと思っただけなのですけれども、山の精神性は大事だというのは、その会議では私も山の精神性は大和というように大事な言葉を使おうとするぐらいですので、その点はそのように思いますが、山の精神性をこういうモノレールの鉄のようなもので阻害するかどうかは、これは人によって、大分違うと思うのです。景観というのは相当わかるのですけれども、政治的マターかどうかという我々の世界か、山の精神性を阻害するかどうかという判断を我々がするのは、人によって随分と分かれてくると。

ただ、この山の人工物と山村委員はおっしゃったので、人工物ということから言えば、道路はもう既にあるわけで、原始林の中を道路が走っています。三輪山ははだしで登るという風習ですから、ないわけです。道路をつくったことや、麓のほうで月日亭のような、あれは県営地ですけれども、飲食をする場所をつくったというのは景観とは全く関係のないところで、山の精神性を冒瀆しているのではないかというのも考え方によってはあるかもしれないという思いがいたします。それと比べてという言い方も、そんなものをみんな

廃止しろとおっしゃっているのかもしれないけれども、いやそれはいいとしても、このモノレールはいけないと言うのか、また少し議論が発展すると思うのです。

それと世界遺産は、ユニバーサルバリューですので、この山は神聖だから守ろうということは特殊というか、属地的なバリューで、ユニバーサルにならないので世界遺産の基準とは余り関係ない基準かと、基準自身は大事だと思うのですけれども、世界遺産と関係する基準ではないように思います。

感想と一部お答え、それと最後に、お答え的ないろいろな判断は特に環境影響調査、それと評価が本当に大事だと思いますが、本当にだめだったらやめるのかといえ、そのようになると思います。だから最初からだめだという話ではなく、そうなったらやめるということを実証的に詰めていきたいと思います。と改めて申し上げておきたいと思います。

**○山村委員** 山の神聖性を認めて、いや、山が神様だから世界遺産というよりも、そういう思いで残って守られてきた今の現状に対して世界遺産に認定されたと思っているのです。それとさっきおっしゃったドライブウエーがつくられているとか、三笠山の上に行きましたら温泉街じゃないけれども、そういうものができているとか、いろいろな開発が過去にはありました。その時々問題につきましては私たちは大いに反対をしてまいりました。しかし、今できてしまっている状況で、その当時の話を聞きましたら、若草山にロープウエーという案を出される方もあったようですが、それはやはり皆様の議論の中で取りやめになってきた経過があると思っています。

一つ安心したのは、荒井知事が宮本委員の質問に答えて断固たる決意を持って進めていきたいとおっしゃったように思うのですけれども、何が何でも絶対つくるのではなく、条件や今問題になっている景観を大切に考えて、それはなくなる可能性もある立場に立っておられるのであれば、大いに議論していただけますので、そういう意味で、私たちはどんどん発信していきたいし、景観についていろいろ考えていくという世論を本当につくっていき、みんなで考えていく。今の大切な景観を損ねないということで頑張りたいと思います。

**○安井委員** 少し今の議論からは離れますけれど、一つ提案を兼ねてします。

予算書にも載っていたのですが、最近県の事業には、彩りという言葉が使われた事業があります。奈良の彩りづくり事業、馬見丘陵公園の中の事業や、また、川の彩りを花づくりでしょうという河川の事業も彩りに非常に着眼されて、色に対して非常に心が和むといえますか、そういう行政も大事かと実は思っております。

そこで、奈良をイメージする中で今決めておられるものを例えてみますと、県の木、県

の鳥、県の花、最近では県の魚も指定されました。また平城遷都1300年事業のときのゆるキャラブームに乗って、せんとくんも奈良県のイメージとして今も活躍中ですし、そういういろいろな意味で奈良県を象徴するような、あるいはイメージをするようなものが県としても決められています。そこへ加えまして県の色、カラーであらわすのも県のイメージの向上につながっていくのではないかと思います。そういうイメージカラーを考える中で、県のこれからの施策に取り入れていけばとも思っている次第です。

県の色といっても、ではどこにその原点があるのかということにもなるので、なかなかこれと一つにまとめるのは難しいのですが、私なりに、古くから詠まれている歌の中に出てくる色、あるいは奈良県の視点の中で親しまれている色はあると思うので、少し述べてみたいと思います。

まず、1番親しまれている大和は国のまほろばという句がありまして、たたなずく青垣と言われるように、この歌は奈良県は非常に住みやすい、いいところですよという国褒めの歌でもあります。一つは住みやすいということの中に、例えば気候、あるいは暮らしといったそういう利点もありましょうが、その中にもう一つは景観というように青垣山の景観を含めて非常にすばらしい色が示されていることがその歌の中から読み取れるわけです。また山で思い出したのですけれども、宇陀を詠んだ「東の 野にかぎろひの 立つ見えて」という柿本人麻呂の歌があります。これはかぎろいの色に非常に感銘を受け、今もかぎろいには多くの県民の方々をはじめ、非常に感銘を受けて、今につながっているというカラー。そしてまた、万葉集にも春過ぎてという歌があるのですけれども、これは香具山のところの「白妙の 衣ほすてふ」というぐあいには、白のイメージを歌われた歌があります。

この香具山というと藤原京を思い出すのですが、遷都された平城京を例えてみましたら、せんだって荒井知事のご努力もありましたけれども、朱雀門あるいは大極殿、あるいは県章にも使われているようなカラーです。ああいうのも非常に親しみがあるものではないかと思ったりしているのです。また、古くは奈良県で国民体育大会が開かれ、わかさ国体と言われまして、先ほど議論されていまして若草山のカラーが非常に奈良県民として親しみがあるのではないかと思ったりします。また奈良県の空気は非常に澄みわたった公害の少ない、全国に誇れる地域ではあると思うのですが、特にその澄みわたった空を思いましたときに、今の中国ではないのですけれども、奈良県の空は非常に明るく青く澄みわたっているイメージもあると思いますし、また吉野川の清流、そういった意味では非常によく似た自然の色として親しまれているのではないかと思います。また、もっと言えば、奈良



のあをによしの歌ではありませんが、やはり桜の色は八重桜もありますし、古くは吉野に群生した桜という桜色も非常に親しみのある色だと思います。

さらには、4, 500首ぐらいはあるといわれている万葉集の中で1番よく歌われた中にハギを題材にした歌が142首もあるのです。その1番たくさん詠まれたそのハギ、今盛んに咲いていますけれど、そういったものもイメージできるのではないかと思います。

そのように四季折々の自然界や暮らしの中で、色に感動されている様子がこの歌でもよくわかるのです。色で表現していくことは非常に心が豊かになりますし、また、非常に心楽しいことだと思います。色であらわすのはやはりテーマ性もあり、また他府県に対しては、奈良県の一つの戦略的な意味で非常にいい影響を与えていけるというメリットもあるのではないかと思います。私の提案というか思いですけれども、奈良県のイメージカラーをお考えになられたらいかがかと、荒井知事の考えをお尋ねしたいと思っています。

○荒井知事 安井委員から県のイメージカラー戦略を立てたらどうかという趣旨のご意見、ご質問だと理解いたしますが、イメージカラー戦略を立てておられる県はどこかあるのか、参考にできるものはあるのかとこのご質問を踏まえて会議をいたしました。例えば、静岡県はオレンジ色にこだわっておられ、ミカンということかもしれません。農産物、産物の色ということで、同じようなことでしたら山口県はナツミカンということで産物の色にこだわられる。同じようなことで山形県は、ベニバナということで産物でも色でも何か贈り物をされるときにベニバナ色ですと言ひ添えて贈られることが多いと、リサーチということではございませんが、そのようにイメージカラーをつくろうとされている県もおありになります。

ところで奈良県は、イメージカラーは今、安井委員がおっしゃいました色が、随分たくさん出ましたので、なかなか迷ってしまい、あをによしは丹色というか赤ですし、青垣は青だし、まほろばは穂は稲だし、今の秋の風情、ナツミカンと言われたら、奈良県は柿かという話も内々でしたのです。柿の色を何だこれはといたら、実は1番の産物は柿ですからといい、ベニバナと同じように出すとか、また白妙、かぎろいや桜というと大変色の種類が広がり、歴史的に天平になると、残っている極彩色であてやかな色がたくさん出たという、あれが天平ということなら奈良の色だとか、お寺のあをによしの朱色がなくなると、今となってはそのほうがいいと、薬師寺を復元して元の色にしたら嫌いになったから行かない人がいたりして、イメージ戦略のイメージがわびさびみたいにお寺の色はわびさびで、禅寺みたいなイメージが先行しているところもあって、奈良県の天平のお寺は、も

っと色鮮やかだといってもなかなかぴんとこられないという悩みがいろいろありますと言っているような限りですけれども、ご質問の本旨に触れます、イメージカラーを思考したらどうかという点については、そういうご指摘もありました。ああ、そうかとイメージカラーを何かつくり出すことも大事かと思いついたところはございますので、昔の色、今の色、また地域の色、産物の色では多岐にわたりますけれども、奈良県の色とは何だろうかといったことを広く県民の方にも、色を決めるとすればどんな色になるのだろうかという聞き方もあるかもしれませんし、イメージカラーづくりは、地域のPR戦略の一つにもなり得るということも、今まであまり気がつかなかったので、初めて気がついた点でもございますので、そういう検討に取り組みたいと今申し上げたいと思います。

○安井委員 取り組みたいという荒井知事の気持ちを今述べていただきました。

私は、柿は言わなかったのですけれど、荒井知事が先頭になってトップセールスをされ、奈良県の柿を首都圏に持っていかれて非常に好評だったと聞かせてもらったときに、奈良県の柿のカラーもいいのかなと内心は思っていたのですが、そういうことも含めてですけれども、やはり県民から親しまれる、愛されるカラーであってほしいと思いますので、広く意見を聞かれ、調査をされて、奈良県のイメージとしてぴったり合うのか、その辺をまたご判断いただけたらと思うのです。それはもう荒井知事の裁量で、また進めていただきたいと思います。

○大国委員 私からは一問質問させていただきます。

県民の健康づくりについてでございます。今議会、補正予算でも健康づくりについて、なら健康長寿基本計画推進事業ということで、これまで本会議におきましても、荒井知事に代表質問をさせていただいてまいりました。質問の中でも、静岡県の取り組み等を紹介をさせていただいて、質問させていただいたところでございます。

平成25年8月末に2日間かけて、静岡県で勉強してまいりました。その計画を組んでいらっしゃる静岡県庁、次の日は県総合健康センター、いわゆる実践の拠点に行つて勉強してきただけでございます。健康というのは、非常に分野が広い。しかしこれは全県民にとっても大きな願いであるし、目標である。非常に重要な取り組みだということで、全面的に平成25年9月議会に荒井知事とこういって議論を、機会がある限り質問したいと考えております、ちょっとしつこいように申しわけございませんけれども、10年後を見据えたこの計画を、何としても県民お一人お一人に入っていくように願いを持っているところでもございます。

今回、本会議等でも答弁をいただきましたように、7つの個別の計画と最上位計画の健康長寿基本計画と歯車を合わせるイメージは、昨日の部局審査でイメージができたわけでございます。本当に一つ一つの計画を見ても非常に重要で、またそれぞれになかなか進まないところ、またこれから重要な分野も個々に見ればたくさんあると感じた次第でございます。医療においては、やはり予防だと。また、がん対策推進計画においては、検診を受けていただくためにどうするか。早期発見、早期治療をどうするか。こういったさまざまな問題がたくさんあるとも思っているところでございます。

では、果たして県がこの計画をつくって、市町村との連携をこれから強めていかれると思いますけれども、実施主体はあくまでも市町村で、よし、うちの市町村民の方々に、元気で長生きしてもらおう、うちはこういうことをやりますと、県の計画以外にオリジナルが出てくるぐらいの市町村が出てほしいと感じているところでございます。

今議会、公明党としても市町村議会で健康づくりについて質問をさせていただきましたが、なかなかその域を出ない答弁があった市町村もございました。大事だとわかっているけれども、研究します、これから検討していきますなどと実際録画等を見せていただいて、そんな答弁でございました。ということはまだまだ温度差があり、この計画が進んでいくと、恐らくそういった差が広がっていくところも出てくるのかとの危惧もしているところでございます。

もう一つの大事な視点は、やはり県民から見て、そしてまたお一人お一人から見て、この県が健康長寿日本一を目指しているところが、では自分にとってどういう取り組みをしたらいいのか、またしたいと思ってもらえるように、県民の目線から見て現場からの歯車の回転が上に伝わってくるようなことにしなくてはならないとも感じた次第でございます。

また本会議で荒井知事から答弁をいただきました、健康ステーションの位置づけ、あるいは各健康指標の見える化も必要だと感じた次第でございます。やはり自分の状況を見れば、何とかしなければならないというのは実際自分の身に当てはめると、何か行動を起こしてみようかという大きな後押しになるように思えてなりません。そういった県民が取り組んでみたくなるようなプログラムメニューもこれから効果を検証されながらつくっていくかと思っておりますけれども、そういった取り組みを私たちもしっかりと応援していきたいと思っております。

この計画を推進するために、大事な視点は先ほど申し上げましたように、市町村ですけれども、まずモデルになるような市町村をしっかりとつくるべきであると。その効果を全

県的にこういう取り組みで、こういう指標が上昇しました、こういうところが改善されましたという、そういったところも必要になってくるのではないかと考えております。また荒井知事のいろいろなアイデアや取り組み等もお考えになっていると思いますけれども、ぜひともそういったことも含めて、この10年間の計画、現時点での荒井知事の意気込みをお聞かせ願えればと思っております。

○荒井荒井知事 大国委員から、健康づくりのことに、叱咤激励をしていただいたように思います。

健康づくりの指標として、健康寿命という指標をつくりました。平均寿命から、要介護期間を引いた、大体平均して2年半ぐらいですけれど、元気で人の世話にならないで生きている平均の年齢でございますが、健康長寿という指標に着目してそれを成果目標にして行政活動しようというのは奈良県がまだ初めてかもしれません。ほかにもそういう傾向のところは出ておられるわけでございますけれども。平均寿命は割と指標として出るわけですけれども、健康で長生きしてもらおうということでございます。この寿命が、男性は全国で2位で、女性が22位でございますが、これを両方とも1位にする目標を立てて、その健康寿命は、奈良県では、全国よりも伸び率がいいわけで、どうして伸び率がいいのか、いいことならもっと一生懸命しようと。こういうことが行政計画にするきっかけでございますが、その目標としては、健康寿命日本一目標はいいではないかとおっしゃっていただいたように思いますが、課題はどのようにするのかということでございますが。一つは予防とおっしゃいました。医者要らなくなるように、医者にかかったときは、費用もかかりますけれども、健康が戻るわけでも必ずしもないので、予防が大事だということでございます。

もう一つは、市町村の役割が大事だとおっしゃいました。予防では、何をすれば健康寿命が延びるのかは、必ずしもわからないですけれども、運動しようとか、栄養のバランスをとろうとか、禁煙をしようとか、いいことはたくさんございますので、いいことをたくさんしてもらおう。それだけ即効的なのは、がんに対しては検診率を上げるということがいわれております。奈良県は検診率は相当低いのですけれども、健康寿命は高いので、ほかでカバーしているように思いますので、これで検診率を上げれば、さらに健康寿命はぐんと加速していくのではないかとというもくろみも持っております。

そのようなところを試行錯誤ですけれども検証しながら進めていき、検証するのは県域で検証したほうがいいのではないかと。市町村だけでなく県域でどういう差が出るのかを、

ウィズ、ウィズアウトでやっているところと、やっていないところとどのように差があるのか検証するのが県の大きな役割であるのではないかと、県の取り組みとして健康長寿ということをやったわけでございます。

実行は市町村が大きな役割ではないかということでございます。そのとおりだと思いますが、市町村に、今のこういう試みの検証をサミットでも提示しておりますが、市町村は、大事なのはわかるけれども、どのようにすればいいかという検証性というか、実験の意味がなかなか市町村だけではできないし、わからないので、いろいろ県は比較して、どうなのが効いているか、明示化、見える化して一緒に勉強しましょうというスタイルになっております。市町村で差を再比較することも大事かと思えます。今、モデル市町村をつくらしたらどうかとおっしゃいました。模範となる市町村はどこで、悪い模範となるのはどこかということでございますが、具体的に申し上げますと、山添村が大変成績がいいわけございまして、健康寿命もいいし、医療費も低い。これは吉本先生がおられて、医者にかからないように、自宅でいろいろ努力するよという生活スタイルからいろいろおっしゃっていたのが大いに効いているのではないかと思います。医療費が一番高いのは三郷町でございます。病院があるからというわけではないのですけれども、三郷町は1人当たりの医療費が1.6倍ぐらにかかっています。病人の方がとりわけ多いとかそういう事例ではないのですけれども、そういうような事例になっていることだけは、まず検証できます。どうしてかということは、まだこれからです。もう一つは、総じて調子の悪いのが、大淀町ございまして、大淀町は健康寿命も低いし、医療費も高いし、国民健康保険料も高い。これはどういうわけだろうかといって、直接大淀町長と話し、あまり言わないでくれと言われるのですけれど、いや、これは前からそうで、現町長の責任だけではないからといって、それを一緒に追求しようというのはとても大事で、検診率は比較的よいとか指標で何をすれば戻るか、健康寿命が延びたら医療費も下がると、いい関係もありそうな気がしますので、このようなところを言いながら市町村に動機づけを与えて、例えば検診を受けてもらうのは市町村の行政ですので、受けてもらうように検診の運動をもっとしたらどうですかということを、うちは健康寿命が低いので劣っているからもっと受けようと、市町村行政への動機づけをそういう資料で与えるということもやり始めております。その資料を直接提供するのは大変失礼ではあるのですけれども、いいところと悪いところは何が違うのかを、この小さな県の市町村でも比較が相当できますので、こうすれば伸びる、よくなるということをしていきたいと思っております。

一つわからないのは、男性が成績がよくて女性が悪いと、これはどうしてだろうかというところでなかなかわからないところはあるのです。自殺率も男性がよくて女性は平均ということでございますので、ジェンダーの性差は奈良県ではどうなっているのかが多少わからないところがあり、こういう実証的なデータを見ながら、どう行動すればどのように動くのだ、それ以上に動かすにはどうすればいいのかと入力して結果を見る。入力して結果を見るのは、こういう公衆衛生や健康政策には割と基本的な手法で、どのようにすればいいのかとおっしゃっていましたので、一つのパターンかと思って続けたい。それを検証しながらですから、多少時間はかかりますけれども、必ずよくなると確信して試行錯誤をしたいと思っております。

○大国委員 ありがとうございます。

やはり県と市町村との役割を明確にすることが非常に重要だと思います。どんどんそういう指標を県から市町村に投げていくことも重要ですし、静岡県の話ばかりすると恐縮ですが、例えは高血圧の方は、県内でどの地域が多いのか、色別で見える化をされていたり、また喫煙率の高い市町村は、どの地域かと分けていらっしゃったら、結構一目瞭然に出てくるのです。伊豆半島方面と、それから県の西部方面とでは随分違うのです。これはなぜか、何か原因はあるのかという追求まで県でされていて、それを市町村にまたフィードバックされる。場合によっては、そういった原因が少しでも見えてくれば、県から技術的な指導をされる方が地域に、また企業に行って休み時間の30分間でもいろいろ講演をされたりとか、こんなフォローも県がされているとのことでございますので、そういった意味では、県が言っているだけではなくて、どうサポートするかという視点が大事かとも感じた次第でございます。

要は、先ほども申し上げましたように、県民の方が10年先に、結果的には日本一になりました。だけれど県民からすれば私たちの生活には、もう健康づくりは当たり前のように入っています。そのときにおのずと恐らく1位が見えてくるのではないかということで、言いかえれば、節電のときにも荒井知事がおっしゃいましたけれど、今回もその健康奈良ライフ、通常皆さんが生活の中で健康を意識して、そして何げない行動かもわからないけれども、それを積み重ねていくことをしっかりとそれも周知をしていかななくてはならないと。

ただ危惧するのは、そういった検診率、例えばがんの検診率を上げるためにはやはりいろいろな問題があると思います。今回、概算要求の中でも効果が認められてきた、例えば

子宮がん検診、あるいは乳がん検診のクーポンの予算が縮小になります。そういった個別の事案でございますけれども、なぜ受けないのだと、どうしたら受けてもらえるのかというところまで、できたら市町村と一緒に考えていただいて、どこまでもこの10年間、市町村と一緒に日本一をやりますというところで、ぜひとも荒井知事の力強いリーダーシップで行っていただければと思います、願いを込めて、また機会があれば質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○梶川委員 基本的にはもう要望ですから、荒井知事にコメントがあればしてもらえれば、意見を言ってもらったらいいわけですが。先ほどからずっと、日本共産党と荒井知事とのやりとりを聞いて、多少対立しているから確かにおもしろいとは思ったのですが、私の場合は、荒井知事のお尻を押しあげようという立場で、質問というか意見を言いますから、ご了承お願いしたいと思います。だから端から聞いていてあまりおもしろくないし、けさの奈良新聞を見たら、県議会の13人が、質問者に立ったが、どれを見ても緊張感がもう一つ感じられないという感じの囲み記事が書かれておりましたので、そんなことを考えながらです。

一つは私は今、観光振興対策特別委員長の肩書をいただいておりますが、何も欲しいと言ったのではなくて、押しつけられた。押しつけられたから義務感だけでやっていると思われてもいけないので、私なりに何かを持ってお役に立とうという思いで言いますので聞いてほしいのです。

一つは、前からたまに言っています正倉院展。正倉院の宝物は宮内庁が管理しているのか知らないけれども、所有者が誰なのかと思ったら、やはり国民のものではないのかということも考えているわけです。正倉院展で、宝物を開示する場合、一応検査あるいは点検の時に、わかりやすく言えば、虫干しのついでに国民に見てもらおう感じで、国立博物館でやられるわけですが、虫干しが正倉院展にかわっているのか知らないけれども、正倉院展ときちんと銘打って国民に見せていただいたらいいのにと思っているわけです。荒井知事が既に、平城遷都1300年祭の時に宮内庁にかけ合い、もう少し期間を長くしてとか何かご要望をされたようですが、どんな状況でされたのかはわかりませんが、とにかく今より長くすることはできないという答弁だったという話を聞かされているわけです。

今度、2020年には東京オリンピック、あるいはパラリンピックが開催されますので、そのときに、今考えているのは、国内外の人、外国人に正倉院の宝物はこんなものですと

言っても意味がわかるかどうかよくわかりませんが、とにかく復元品と本物を展示した場合に、全然見に来てくれる人が違うのです。そういう意味では、オリンピックの、あるいはパラリンピックの適切な時期に正倉院展をやってもらうような準備を今からしておいたらどうか。例えば正倉院にしろ、あるいは先ほどから話題になっている大極殿にしろ、奈良県にしかないのです。だから、この前も近所の人といろいろこのような話をされていて、東京都にはスカイツリーがあるけれど、奈良県には正倉院、大極殿があるではないかと。これらを望むところに立派なホテルをつくる意味では、それはそれでいいのではないかと話をしていたのですが、いずれにしても、オリンピックに向けて正倉院展、あるいは大極殿の保存と活用、もちろん先ほどから議論されているようなことはクリアしていかなければなりません、そんな形である意味でホテルとセットですと。この時期にホテルが来なかったら、それこそだめで、荒井知事も諦めてもらわないといけないと思っていますので、そういう意味では、正倉院展、あるいは大極殿の保存と活用、そしてホテル、これを一番の県政の課題にしてやっていただきますようお願いをして、1点目を終わります。

それから2点目は、ここ最近、解雇特区で、かなり今も自由に解雇できるような制度を、安倍首相はお考えになっているようです。この前部落解放同盟の奈良県の研修会があったときに外国人記者が、安倍首相の欠点はあまり国民に議論をさせずして物事を決めていくところに、やはり国際的にも非常に危機感があるという話をされていたわけです。今考えたら、憲法問題、教育問題あるいは8%の消費税も閣議では決まりましたが、このような形であるわけですけれども、私はここでは、この前の質問の経過から、解雇特区や、労働の規制緩和について特に要望しておきたいのです。今安倍首相が考えているのは、従業員を解雇しやすくしたり、労働時間の規制をなくしたりする法律を平成25年秋にはつくる段取りをしているようですが。政府が平成25年5月に、戦略特区のワーキンググループをつくって、地方自治体に意見を求めたのです。そのときに大阪府や大阪市が、選挙にえらい負けられましたけれども、大阪市あたりから労働の規制緩和を特区として求める案が出されたようです。安倍首相は先ほど言いましたように、国民の意見も聞かずに、物事を決めることがありますので、こんなことは許されないし、この特区以前の問題でも、安倍首相は第一次内閣のときに、ホワイトカラー・エグゼンプションといい、残業手当をつけない制度を考えたりして、労働の規制緩和を虎視眈眈と狙っている向きがありますので、荒井知事も、皆さんも含めて皆雇用されて働いてきている。皆さんは公務員ですから、そう身分に心配はありませんけれど、私は長年シャープ(株)で働いていて、景気の波があ



るたびに営業にどこそこへ行けと言われ、行かされたりということを経験してきているわけです。とにかく働く者が安心して働ける社会を築いていかないといけないと思いますので、こういう規制緩和については、荒井知事も機会があるごとに、働く者の使い捨ては許さない立場で意見を言っていただきますように、特に求めて私の意見とさせていただきます。以上です。

○神田委員長 では2つとも要望と意見ことで、もういいですね。

○梶川委員 正倉院展ぐらい言ってください。

○荒井知事 2つのご意見、貴重なものとして受け取らせていただきたいと思います。

最初の正倉院の文化財の帰属と保存、活用、展示などの主体、やり方は大変奥深いことでございます。奈良県の東大寺にもとありました正倉院と法隆寺が持っていた文化財は2つとも国にっておりますのは、明治時代の廃仏毀釈で東大寺と法隆寺が大変疲弊したときに、国に持ち込んで金一封を天皇家からもらって寺を維持した歴史がございますので、そもそも国の物ではなかったわけですので、返してほしいとは思うのですけれども、県であってもなかなか、正倉院は国宝には入っておりませんが、国宝を超えるほどの値打ちがあるものだと思っております。それを正倉院では宮内庁の保存として、特に紙のものは長期間置いておくと、人の温度のあるところでは劣化するので、期間を決めてという書籍の考え方ということは、宮内庁長官にお会いして申し入れたけれど、そういう理由でしたらとも、正倉院の宝物が劣化するので陳情はできないと思ってもう引き下がった次第がございます。長期間するには、年2回できないかとか、今梶川委員の発想でも途中で入れかえることができないかというアイデアはあると、今お聞きして思ったのですけれども、それもなかなか手間がかかり、大事に大事に、もう壊れたら二度と戻らない紙や、織物というものでございますので、想像を絶する神経を使ってされている面もございますので、そういう意味で恐れ多くてなかなか言い出せない気はいたします。一方、東京オリンピックに向かって、奈良県だけではなく日本の文化財を世界に知ってもらうことを、とりわけ奈良県は心がけたいと思っております。文化財や、文化、歴史を知ってもらうのに、日本書紀編さん1300年や、藤原不比等、聖徳太子の没後1400年などを知っているのかと世界に言いたいところで、大極殿も大極殿院を今着工してもらう運びとなっておりますが、大極殿院や周りの築地回廊はオリンピックのときまでに完成してもらえたら、立派な物になるように思うのですけれども、今、梶川委員のご質問で思いついたことでございますけれども、また間に合うかどうか、陳情の対象に入れるかどうかは検討してみたいと思いま

す。ご質問、ご意見ありがとうございました。

○梶川委員 まあそういうことで、それと一緒に望めるホテルというキャッチフレーズでいけるように努力してください。終わります。

○神田委員長 総括、聞いておりませんものは、いたしません。今までに総括と聞いているのだけさせてもらっています。

○高柳副委員長 一つは、競輪場の包括外部委託についてですけれども、この議案が通れば、確実に解雇という話に進んでいきます。私が代表質問した以降も、労使間が具体的に責任ある人も話に入っていると聞いていますし、そういうことで私がこの場でフライングしても大変だと思ってもいまして、基本的に押さえたいのは、きちんと今まで県が直雇いであったことです。誠実に交渉に臨んでいただきたいと思っています。そのときに、一番節々に感じたのは、平均賃金が170万円の非正規雇用の方が86万円で継続雇用という考え方です。同じ場所で、同じ空間で、同じ種類の仕事をするのでは継続になると思うのですけれども、170万円の平均賃金が86万円となったときに、自分の生計を立てている方が果たしてそれで食べていけるのかといったときに、やはり継続ではないと思うのです。そういうことも含めて、交渉の中で十二分に当事者の声を聞いてあげて、具体的に労使間で解決することだと思っていますので、ぜひとも、その辺のところは要望ということでさせていただきたいと思います。

次に、いつも東アジアのことで質問させてもらっています。今回も、奈良公園のところで24時間の電話通訳という予算が上がっていました。本来的には、それは仮定の話ですけれども、国際交流センターがあれば、そういうところが管轄しながら奈良県のいろいろな市民団体も使いながら向かい合うのも一つの手なのかと思ったのですけれども、いかなせん国際交流センターがなくなってしまっています。それにかわるものと考えましたら、外国人支援センターというのがこの間動いているとのことです。なら・シルクロード博記念国際交流財団がなくなって以降、国際観光課がそれを担い、その次に、同じ部署の中で外国人支援センターに変わっていつているのですけれども、本当にその中で外国人の支援、今全国の自治体が目指している内なる国際化の中との連動ができていのかどうなのか。それが一つ大きな課題であるとずっと見ていました。それよりもっと大きな動きとして、いつも東アジア連携事業ですか、それがもう例年3億円、4億円というお金を使いながら、この事業は、政策効果がすごく見えにくく、評価のしにくいところに、私の言葉で言えばすごい金額を、湯水のごとく使っている。例えば、外国人支援センターであれば2,00

0万円にいかないお金ですが、ことしの夏にも行われました東アジアサマースクールには3,500万円、去年は4,500万円というお金が使われているという、そのアンバランスがすごく気になるところです。その辺のところも含めて、内なる国際化のところで聞きたいのです。というのは、東アジアもそこに帰結すると思っていますので、なるほど中国の人が来る、しかし中国の人、日本で働いている外国人、研修生はどんな実態なのか。そのところが行政の中ではほとんど見えない状況になっていて、きれいな話で何億何千万円とお金をかけて、偉い方同士が交流するような成果物としては見えない、その事業が果たしていいのかどうかは、すごく私自身悩ましく見えています。

そういうことでなら・シルクロード博記念国際交流財団がなくなって以降、他府県があるような形で、なるほどなら・シルクロード博記念国際交流財団の中でも限界があって、一旦リニューアルをすることでなくしたのだったらいいのです。それを外国人支援センターとして今生み直して、官と言うのですか、公務員だけが行っている外国人支援センターという名前ではなく、市民も巻き込んで、本当に共同の課題としての外国人支援センターに生み直すという方向性でいくのならばいいのにと思いながらおりますので、その辺のことも含めてお伺いしたいと思います。

**○荒井知事** ご質問の内容を私なりに整理いたしますと、東アジア連携の事業の評価と、もう一つは、外国人支援のあり方、外国人支援は訪れる方の支援、案内というものと、在留の方の支援との二つがあるということをおっしゃったように理解いたしました。

後の外国人支援の在留のことについて、国際交流の支援を行っていた、なら・シルクロード博記念国際交流財団を廃止して引き継いだわけですがけれども、外国人の在留の支援は、一生懸命すべきと言って叱咤激励しておりますので、もし高柳副委員長の目から見て、事欠いているというのは私の指導が足りないというぐらいに思っていますので、足りないとおっしゃられたら、これは重大な後ろにはね返る話でありまして、それが本当かどうかを確かめて言うぞと、こういうやり方になるのです。なら・シルクロード博記念国際交流財団を廃止して手を抜けとか、予算を削れと言った覚えはなくて、もっと強化しないと、なら・シルクロード博記念国際交流財団は外れたところにあって、実は私が見ると細々とし過ぎてしまった。県の職員が行って、あのまま財団としてやっても、それと、なら・シルクロード博記念国際交流財団廃止の原因は、高柳副委員長ご存じのように、県の職員が、派遣職員で県の費用で行ってはいけないという法律ができて、廃止やむなきに至ったわけですので、県で直営するか、やめるか、民間に委託するか、それしかないわけです。

県の派遣職員は法律で禁止されているわけですから、財団としては万葉文化館もそうなの  
ですけれど。それで神戸市はそれを続けたということで神戸市長は訴訟されて負けている  
ような法律ですので、県が、職員が行ってする事業としては廃止しないといけない。民間  
に委託するかどうかという判断で、まず、県が責任持って引き受けよう。直轄だと今みた  
いに、直轄で生ぬるいことをやっているのではないかというご質問も受けることができる  
から、あるいは民間に任せているので、知っているけれどそれは向こうのお仕事ですとい  
う言い方をすると、このようなつもりで引き受けたわけでございますので、前のなら・  
シルクロード博記念国際交流財団よりは相当力を入れてやってくれているはずでございま  
すので、もし前と比べて落ちていると目につかれたら、ぜひまた、厳しいご質問をするな  
り言っていただきたいぐらいに気合いを入れないとダメなマターでございます。

それは在留外国人への支援。奈良県は学生中心に、在留外国人の方の労働者は割と少な  
いですが、学生の扱いということであれば新しい事業として、外国人留学生支援セ  
ンターとして仲間として扱おう。外国人留学生の方には県の美術館などを、奈良県に滞在  
してもらうことでただにして、留学生パスポートを発行しております。何割かは来られて  
いるのですけれども、もっと東大寺や有名なお寺も無料にしてほしいのですけれども拒否  
されました。うちはそんな外国人留学生に無料の券は渡さないと言って拒否されたので、  
少し残念に思っています。県の美術館は無料にしております。いろいろなところを、わず  
かなサービスですが、お寺でも無料にしてくれているお寺もございます。それは、な  
ら・シルクロード博記念国際交流財団でできなかった新しいサービスの例でございます。

それと外国から訪問された方へのサービス。外国人支援の範疇に入れていただきますれ  
ば、この県庁をはじめ、外国人の訪問者は、物すごくふえております。統計的にもふえて  
おりますし、感覚的にもすごくふえております。吉城園は前から無料にしているのですけれ  
ども、あそこにこの前お昼にイタリアの人が来て、茶室の中を案内したのですけれども、  
来られているお客さんの7～8割は外国の方です。無料にただで、ああいう庭園を見  
に来られることはあるわけでございますので、これは訪問者へのわずかなサービスですけ  
れども、それでもその案内を見て来られております。県庁の屋上にも上っていただい  
ております。そのようにわずかですが外国人支援に努力を続けておりますので、高柳副  
委員長のお言葉でしたら、内なる国際化の支援に事欠くといったことでありましたら、私  
は率先してお叱りを受けますし、頑張りたいと思うぐらいの事項だということです。

もう一つは、東アジア連携事業の事業評価でございますが、この評価はその事業のかわ

りに外国人支援をしる、ちょっと比較になる事項ではないように思うのです。東アジア連携事業は東アジア連携事業で評価をしていただきたいと思いますと思うのですが、東アジアのいろいろな事業は大変ユニークでございまして、奈良県しかできない、奈良県ならではの仕事のように思います。自治体が国際化の協力事業をすることは、今はやりでございまして、自治体国際化協会は木村陽子さんという、元奈良女子大学の先生が今理事長をされておりますけれども、自治体の国際化に協力しようという国の財団でございまして、省庁肝いりで応援されています。奈良県は奈良県での国際事業というのは、東アジアの昔の交流をたどって東アジアの国際事業をしようと、奈良らしい国際事業ということで始めたわけでございます。それが東アジアとの連携ということで、いろいろな事業になってきているわけでございます。その評価はいろいろおありになると思うのですが、とにかく国の各省庁に行きましても、学者の先生を回らしても、評価は、自分の口で言うのは大変手前みそでございまして、評価はとても高いように思っております。これは奈良県でしかできないとおっしゃっていただいておりますし、その中で築きつつある学者さんの人脈、近現代史も、古代史も、経済も、政治もいろいろ200名ぐらいがおられるわけですが、すごい方が奈良県のその事業をサポートしていただいております。今、サマースクールでも来られる教師の方はレベルがとても高くて、生徒もそのことをよく知っており、中国の学生もサイトで教えてもらう教授の名前を知って、日本語でその授業を受けたいというので来られる時代になっております。そのサイトで奈良県の授業を調べて、自分で応募した方もふえているわけでございます。ある面、奈良県の文化度をこういうことであらわせることができると思っております。ほかの県にない、ありきたりではない大変文化度、あるいは歴史指向、あるいは東アジアの未来を見据えた事業として、高く評価されているように思います。残念ながら、地元県議会での評価は一部低いところがあるように思いますが、それにめげずに、また評価を高めるようにいい仕事に続けさせていただけたらと思う次第でございます。

○高柳副委員長 荒井知事、本当にありがとうございます。もう内なる国際化のことに関しては本当に初めてと言っていいぐらい、何か力を入れてするとおっしゃっていただいたのはうれしく思います。一つ問題提起ですが、国際観光課に外国人支援センターを置いておくというのは、やはり調整も含めて考えたときに、もうひとつ違うところに置くべきだと。特に、東アジアといったときに、いろいろな形で近隣の国の人たちが働きに来る。入国管理法が改正されて20年たつのです。そうしたらそのときに来た人たちの、子どもた

ちが成人になっている。教育の部門から言うと、最初のころは大変だったのですよね、教育長。だからそういうことも含めて、今度は子どもと家族内のことから始まって、いろいろな問題があります。そういうことで含めたら、この外国人支援センターは、もう少し荒井知事に近い部局でやっていただいたほうがいいのではないかと。当然、力を入れていただいていることでしたら、そのように、準備も含めてやってもらえるのかと思いますので、すごく期待したいと思います。

もう一つは東アジア連携事業、これはもう、荒井知事と私は少し違う距離感覚がありますけれども、やはり結果の出しにくいものにこれだけの予算を取ってやっているということなので、対比するのではないけれども、一つ内なる国際化のところにも、めり張りのある予算を組んでいただいて、荒井知事から音頭をとっていただいたら担当の方たちも元気が出るのかと思います。私は東アジア連携事業に関してはチェックは入れていきたいと思っています。そうですが、やっていただく内なる国際化に関してすごく期待したいということで終わります。

**○荒井知事** 大変重要な意見でございまして、国際観光課が元気がないというのはゆゆしきことです。きちんと元気を出せと、私から言います。

それで高柳副委員長が提起された、国際観光課がやっているのはいかがかと思うという点は、実は国際観光課というときに、前の課長は今人事課長になっておりますが、これは国際観光、1字か、国際と観光、国際と国際観光、2字かということを追及したのです。国際と国際観光と2つやりますとこう言ったから、では名前を国際、国際観光というのは重複だから、そのつもりでやれと言って名前をそうしたことは、私が言ったことですから覚えているのですが、いや、そのようになっていないではないかとおっしゃれば、これは実態がその意味を反映していないので、またこれはどういうことかと言わなといけません。名前をそうした、それで、いや国際は国際だと、国際観光ではないというのは、鋭い大事な論点でございまして、同調する意味でこのように正してもらったのですが、国際というのは、先ほど高柳副委員長からございました、内なる国際化とは、国際観光の中の国際ではないということはそのように本当に意識をしておりますので、組織的なそれははっきりしないといけないという論点はこのように上げられた面もおありになり、それはしっかりと受けとめさせていただきたいと思い、もう一度正させていただいた次第でございまして。

**○高柳副委員長** この話を出したときに、何回か福祉でしたら福祉のところにも、外国人の生活相談を含めて相談したのです。そうしたら通訳を連れて来なさいと言うのです。学校

の今までの経験であれば、学校の懇談とかそういうときには、最初は学校も通訳がないから伝わらないというレベルの話だったのが、今は学校が用意しています。しかし、今福祉、医療関係のところでは、それは当人が通訳を連れて来なさいとか、そしてまた支援団体が連れてきたらいいという話になって議論をしたのです。そういうレベルなので、やはり全体的に荒井知事の言っている言葉が伝わっていないのではないかとということで言わせてもらっているのです、事実はあるのです。あるけれども個別で言わなかったのです、ぜひともそこを充実していただきたいと思います。

**○荒井知事** 大変重要なことで、高柳副委員長がいつも、内なる国際化というのとはどのようなコンセプトで言っておられるのかと、きょうのご質問も考えたのですけれど、よくわかりました。至らないところがあったと思いますので、しっかりと叱っておきます。

**○神田委員長** これをもって理事者に対する質疑は終わりたいと思います。

それでは採決に入りますが、その前に当委員会に付託を受けました議案について、委員の意見を求めたいと思います。

**○安井委員** 自由民主党を代表いたしまして意見を述べさせていただきます。

付託されました議案は、観光の振興、そして雇用対策等の予算措置、またなら健康長寿基本計画を推進するための条例改正案、今後の施策展開に必要な取り組みや、速やかに措置が必要な案件であり、時宜を得たものと判断し、自由民主党といたしましては、付託されました全ての議案に賛成します。

**○中村委員** 自由民主党改革も全ての議案に賛成をいたします。

**○宮本委員** 日本共産党を代表して、意見を申し上げます。

諮第1号に反対です。これは行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申し立てについての諮問です。異議申し立ての内容は、労働会館エルトピアの使用許可を連合奈良のみに与えて、同じ労働組合のナショナルセンターである奈労連に与えていない問題について、奈労連側がエルトピアの使用不許可処分の取り消しを求めているものです。

この問題は平成10年から毎年出ているものでして、平成12年に裁判になりました。エルトピア裁判と呼ばれていますが、これが平成13年3月29日に奈良地裁判決が出まして、労働会館の目的外使用許可の判断は平等になされるべきであると、さらに荒井知事においては、連合奈良に対して許可を継続する一方で、原告である奈労連に許可しない事態が繰り返されるならば、裁量の範囲を逸脱した違法なものと評価すべきという判決が出ました。この判決の後に、県は審査要綱をつくってそれに沿って毎年審査をして、連合奈

良への貸し出しを毎年決めているとのことですが、奈労連が情報公開制度に基づいて審査の議事録の公開を求めています、議事録そのものが存在しないという回答が続けられているということです。これでは議事録がないブラックボックスの中で、毎年、連合奈良への貸し出しが決定されていると言わざるを得ず、非常に不誠実な対応だと考えます。結果的に見ますと、ずっと奈労連が廃除されていることにもなり、多くの県民の納得は得られないと考えます。

よって、諮第1号には反対をいたします。

残りの議案には全て賛成です。以上です。

○梶川委員 なら元気クラブも全ての議案に賛成いたします。

○大国委員 私ども公明党も全議案に対しまして賛成をさせていただきます。

○高柳副委員長 民主党会派、賛成いたします。よろしく申し上げます。

○神田委員長 それでは、これより採決に入ります。

まず諮第1号については、先ほど委員各位から本件異議申し立てについては、荒井知事の見解どおり棄却すべきであるとの意見と、異議申し立ては適当であるとの日本共産党からの意見がありましたので、これについては起立採決で行いたいと思います。

当委員会の意見として、荒井知事の見解どおり本件異議申し立てについては、これを棄却すべきであるとするに賛成の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ご着席ください。

起立多数であります。

よって、諮第1号についての当委員会の意見は、本件異議申し立てについては、これを棄却すべきであるとするに賛成の起立を求めます。

次に、残余の議案、議第64号から議第78号、議第81号から議第88号及び報第26号については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

以上24件の議案については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。



よって、ただいまの24件の議案については、原案どおり可決または承認することに決めます。

なお、報第23号から報第25号、及び報第27号については、報告案件であり、理事者より詳細な報告を受けたところでございますので、そのようにさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、委員長報告についてですが、本会議で反対討論される場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっておりますが、日本共産党は反対討論されますか。

(「本会議での反対討論はしません」と呼ぶ者あり)

はい、それでは委員長報告に記載いたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは正副委員長一任とさせていただきます。

なお、委員長報告については、10月7日月曜日の議会運営委員会及び本会議で、私から報告させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

去る9月26日に設置された予算審査特別委員会は、本当に各委員の皆様のご支援やご協力によりまして、また理事者のご理解によりまして、滞りなく全議案を議了いたしました。本当に皆様のおかげであり、ここに心から厚くお礼申し上げます、ありがとうございます。以上、閉会の挨拶とさせていただきます。

それではこれで、予算審査特別委員会を終わります。

ご苦勞様でした。